

高齢者虐待防止指針

社会福祉法人酒田福祉会

1 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等について、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。そのためには「未然防止」「早期発見」「迅速かつ適切な対応」が必要である。

2 虐待の定義

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|--|
| 身体的虐待 | 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 【例】介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ押さえつける。 |
| 介護・世話の放棄・放任 | 高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を怠ること。 【例】入浴をしておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 |
| 心理的虐待 | 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心的外傷を与える言動を行うこと。 【例】他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 |
| 性的虐待 | 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 【例】排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまま放置する。 |
| 経済的虐待 | 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

3 虐待防止のための体制

(1) 虐待防止委員会

虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するため、

虐待防止委員会を設置する。委員長を虐待防止担当者とする。

(2) 委員会の構成と役割

虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について事業所職員等へ周知徹底を図る。

(3) 委員会の検討事項

虐待防止委員会は、次のような事項について検討することとする。

- ア 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること。
- イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
- オ 従業者が高齢者虐待を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4 虐待防止に関する研修

虐待防止に関する研修を、職員採用時のほか、研修委員会において作成された研修計画にしたがい、定期的（年2回）かつ継続的に実施する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者の心身状況の確認及び安全確保を実施し、速やかに行政機関に届け出るとともに、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかに解決につなげる。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 事業所内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止委員会の構成員に報告する。
- (2) 本指針5に従い、市に速やかに報告する。
- (3) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待防止の観点から、成年後見制度等について利用者又は家族に説明し、必要に応じて関係窓口を案内する。また、養護者による虐待が疑われる場合は、市へ相談する。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

苦情受付担当者は受け付けた内容に虐待等の内容が含まれている場合には、管理者に報告する。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、ご利用者及びご家族がいつでも閲覧できるように書面で備え置く。

10 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待防止を推進するために、委員会の構成員が中心となって外部研修等に積極的に参加して研鑽を図り、その内容を職員に伝達するように努める。

この指針は、令和3年3月31日から施行する。

令和7年2月1日、一部改訂する。